審　査　基　準

令和６年１１月８日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の１３第１項
処 分 の 概 要	年少射撃資格の認定
原権者（委任先）	青森県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号～第１８号（許可の基準）、第９条の１３第１項、第９条の１４第１項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第２８条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第７５条（年少射撃資格認定申請書）、第７６条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審　査　基　準	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	３０日
申　　請　　先	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備　　考	